感染拡大を踏まえた入院・療養体制について

1 入院勧告・措置の対象について

※11/18第7回協議会資料

感染症法政令·省令

○都道府県知事は、新型コロナウイルス感染症の患者に対し感染症指 定医療機関に入院し、又はその保護者に対し当該患者を入院させる べきことを勧告することができる。

入院・措置することができる対象を、①~⑨に限定することとする。

- (1)65歳以上の者
- ②呼吸器疾患を有する者
- - ④臓器の移植、免疫抑制剤、抗がん剤等の使用その他の事由により 免疫の機能が低下しているおそれがあると認められる者
 - ⑤妊婦
 - ⑥現に新型コロナウイルス感染症の症状を呈する者であって、当該症 状が重度又は中等度であるもの
 - ⑦新型コロナウイルス感染症の症状等を総合的に勘案して医師が入院させる必要があると認める者
 - ⑧都道府県知事(保健所を設置する市にあっては市長)が新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため入院させる必要があると認める者
 - ⑨これら以外の者であって当該感染症のまん延を防止するため必要な 事項として厚生労働省令で定める事項(※)を守ることに同意し ないもの
 - (※) 指定された期間、内容、方法及び頻度で健康状態を報告すること。 指定された期間、場所から外出しないこと 新型コロナウイルス感染症のまん延を防止するため必要があると認められる事項

府における入院・療養の考え方

【現行】

○入院を要しない者は原則宿泊療養であるが、左記①~③については、以下の考え方を参考に保健所で療養方法等を決定。(※診療の手引きの掲載内容を抜粋)

入院	・原則65歳以上 ・93% < SpO2 < 96%かつ息切れや肺炎所見あり (SpO2 ≦ 93%は緊急対応) ・その他中等度以上の基礎疾患等または合併症によって入院を必要とする者
イ 宿泊 療養	・原則65歳未満でADLが自立しており、入院を必要とする基礎疾患等がない者・集団生活のルールが遵守できる者
ウ 自宅 療養	・原則65歳未満で入院を必要とする基礎疾患等がなく、感染管理対策が可能な者 ・同居家族に高齢者、免疫不全等要配慮者、医療・介護従事者のない者



感染拡大を踏まえた追記事項(案)

上記「府における現行の考え方」の「ア 入院」に以下を追加。

(※)上記に該当する者でも無症状又は軽症者については、保健所が、 患者を診察した医師や入院フォローアップの医師と適宜協議し、 可能な場合、宿泊療養とする。

感染拡大を踏まえた入院・療養体制について

2 病床の確保に向けた取組みについて

○重症病床

- ・各受入医療機関に対し確保病床数までの患者受入いただくよう働きかけを強化(運用病床の最大限の活用、夜間・休日を問わない受入など)
- ・中等症病床受入医療機関の一部に重症患者の受入を要請
- ・重症患者受入医療機関における受入患者の重点化(例:人工呼吸器管理が必要とされる者に限る、など)

<医療処置の状況>

11/17判明時点

	第1波(6/13まで)	第2波(6/14以降)
陽性者数	1786	13977
重症者数	147	362
人工呼吸器装着あり	139 (94.6%)	271 (74.9%)
人工呼吸器装着未確認または装着なし	8 (5.4%)	91 (25.1%)

・大阪コロナ重症センターの活用(12月中下旬以降)

○軽症·中等症病床

- ・各受入医療機関に対し確保病床数までの患者受入いただくよう働きかけを強化(運用病床の最大限の活用、夜間・休日を問わない受入など)
- ・受入患者の重点化(中等症患者・リスクの高い患者に限る、など)

○宿泊施設

・更なる宿泊施設の確保

○その他

- ・コロナ受入医療機関以外の医療機関でクラスターが発生した場合、当該医療機関に専門家等の人的・物的支援を継続しながら、病状に応じた転院調整を行う。
- ・長期入院患者の転院・退院に向けた関係機関の連携強化
 - 【参考】・軽症・中等症病床において入院期間が30日以上であったもの:38名(うち、推定される感染経路が院内・施設内感染の者:19名)
 - ・重症病床においてICU入室期間が30日以上であったもの:15名(うち、60日以上のもの 3名)(うち、推定される感染経路が院内・施設内感染の者:0名)
- ※国内外の知見によると、発熱等の症状が出てから7日~10日程度経つと、新型コロナウイルス感染者の感染性は急激に低下し、PCRで検出される場合でも感染性は極めて低いことがわかっている。(R2.8.21 厚生労働省事務連絡)